

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ） 光演出機材選定・調達及び設置提案コンペ実施要領

1. 目的

本業務は、青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）において、夜間のさらなる魅力創出及び観光客の滞在時間延長を図るため、導入する光演出機材の調達（購入）及び現地における最適な設置、光演出を提案する受託候補者を選定するものである。昨年度実施した「神聖なる本島体験～青島ライトアップ～」での照明機材・配置計画を基礎とし、参道・本殿・元宮・海床地形等の自然・文化的要素に加え、本年度から新たに拡大するトロピカルロード及び弥生橋を含めたエリア一帯における効果的な配置及び安全な設置プランを募集する。潮風や直射日光に晒される塩害地域という立地を踏まえ、機材の耐候性・安全性はもとより、文化的景観を損なわない設置手法、イベント期間中の維持管理の容易性を総合的に考慮した最適なプランを選定することを目的とする。

2. 業務の概要

（1）件名

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）光演出機材調達及び設置提案業務

（2）場所

宮崎市青島（青島神社本島エリア、弥生橋、トロピカルロードを含む）

（3）業務内容

受託候補者として契約を締結した者は、本仕様書に基づき、以下の業務を行う。

- ①光演出機材の調達及び指定場所への納品（機材一式の現物調達）
- ②演出プログラムの構築、試験点灯、及び調整業務
- ③納品（調達機材管理台帳、設置図、メーカー保証書、取扱説明書等）の提出

（4）履行期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

（5）担当

公益社団法人宮崎市観光協会（担当：本吉）

3. 提案限度額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. コンペ方式により受託候補者を選定する理由

本業務で調達・設置する資機材および電気設備には、塩害地域における高度な耐久性（耐候性・防水防塵性等）だけでなく、国指定天然記念物が存在する青島神社本島

エリアにおいて、現状変更を最小限に抑えつつ安全かつ景観を損なわずに設置する高度な知見が求められる。単なる最低価格のみによる入札（価格競争）では、演出の安全性、芸術性、および周辺環境への配慮を担保することが極めて困難であるため、機材スペックと設置プランを総合的に評価して受託者を選定するコンペティション方式を採用する。

5. 公募型コンペとする理由

青島エリアの持続可能な観光まちづくりの推進に向けて、特定の事業者に限ることなく、最新の演出照明技術や省電力技術に加え、屋外・イベントにおける仮設電気工事や安全な機材設置に関する優れた知見を有する民間事業者から広く提案を募ることで、調達・工事プロセスの透明性を確保しつつ、事業効果を最大化する最適なプランを選定するため、公募型を採用する。

6. 募集スケジュール

実施内容	期日等
(1)公募開始	令和8年7月17日(金)
(2)質問の受付締切	令和8年7月22日(水) 正午
(3)質問への回答	令和8年7月24日(金)
(4)提案書提出締切	令和8年7月28日(火) 17:15 必着
(5)審査結果通知	令和8年7月31日(金) までに通知予定

7. 参加資格要件

本コンペに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) 構成員に、建設業法に基づく電気工事業の許可を受けた者及び提案製品を製造できる者を含むこと。（※共同企業体での応募も可とする）
- (4) 沿岸部・重塩害地域における屋外照明器具の選定及び安全な設置施工に関する知見を有すること。

8. 参加申し込みの手続き

- (1) 提出書類
 - ・参加申込書（様式第1号）
 - ・法人概要（様式第2号）
 - ・商業登記簿謄本（写し可）
 - ・誓約書兼同意書（様式第3号）

(2) 提出方法

メール提出

送付先：motoyoshi-y@miyazaki-city.tourism.or.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 28 日 17:15 必着。

9. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第 4 号）をメールで提出すること。

(2) 回答方法

協会ホームページに掲載する。

10. 提案書の提出

(1) 提出書類

- ・機材選定・調達提案書（正本データ 1 部・副本データ 1 部）
- ・提案商品の仕様が分かる資料
- ・業務執行体制（様式第 5 号）
- ・見積書

(2) 提出方法

メール提出（正本データ・副本データを区分）。

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 28 日 17:15 必着。

11. 審査方法

(1) 審査基準

別紙「青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）事業光演出機材選定・調達及び設置提案コンペ基準」に基づき評価する。

(2) 選定方法

採点者が評価項目ごとに採点し、合計点（100 点満点）が最も高い事業者を受託候補者として決定する。

(3) 失格要件

虚偽記載、見積限度額超過、審査の公平性を害する行為等

12. 選定結果の通知・公表

選定結果はメール及び文書で通知する。

7 月 31 日に、受託候補者名・点数等を公表する。

1 3. 契約

(1) 契約の締結

選定された受託候補者と当協会との間で、委託内容及び経費等について詳細な調整を行い、合意に至った場合に契約を締結する。

(2) その他

①契約代金の支払いは、原則として業務完了後の検査を経て、受注者からの適法な請求に基づき行うものとする。

②受託候補者に選定された後、やむを得ない事情により契約を締結しない場合は、速やかにその理由を明記した辞退届を提出しなければならない。この場合、次順位の者を繰り上げて受託候補者とすることができる。

1 4. その他

(1) 業務の再委託

本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ協議し、書面による承諾を得なければならない。

(2) 提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しない。

②提出後の書類の訂正・差替えは認めない。ただし、当協会が特に指示した場合はこの限りではない。

③提出された書類は、本コンペにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。

(3) 参加にあたっての留意事項

①本コンペへの参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

②参加申込書の提出後、本コンペへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出しなければならない。

③企画提案書及び見積書は、1 事業者につき 1 提案に限る。

④提案事業者が 1 者のみであっても、採点及び審査を行い、受託候補者としての適否を決定する。